

# 丸亀市の給与・定員管理等について

## 1 総括

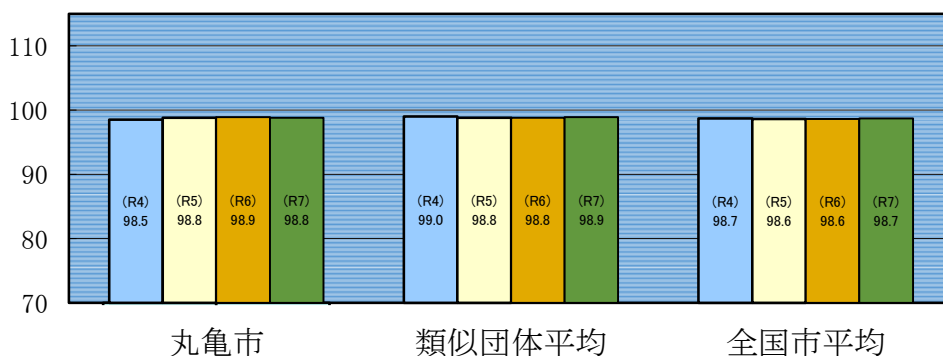
### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人件費率
令和 6年度	人 110,803	千円 71,498,532	千円 640,614	千円 9,494,863	% 13.3	% 13.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体 一人当たり 給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 837	千円 3,159,710	千円 541,751	千円 1,270,432	千円 4,971,893	千円 5,940	千円 5,784

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。



### (3) ラスパイレス指数の状況

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水

準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[ 実施      未実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日  
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準5%に対し、丸亀市において5%を支給。  
（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることにし、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日は4%を支給。

（参考）高松市に勤務する場合

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
丸亀市の支給割合	6%	5%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。  
（令和7年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	42.4 歳	325,600 円	406,299 円	352,537 円
香川県	42.8 歳	332,433 円	422,306 円	365,050 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.6 歳	330,581 円	406,804 円	367,389 円

### ② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	49.9 歳	95 人	336,600 円	375,784 円	347,590 円
うち 清掃職員	52.5 歳	42 人	334,300 円	395,718 円	347,035 円
うち 給食調理員	48.0 歳	11 人	330,900 円	366,318 円	346,318 円
うち 校務技師	54.3 歳	12 人	356,700 円	370,117 円	366,617 円
香川県	54.7 歳	6 人	322,687 円	347,801 円	339,721 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	54.2 歳	34 人	317,679 円	356,022 円	333,539 円

区 分	民 間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
丸亀市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.23
うち 給食調理員	飲食物調理従事者	44.7 歳	255,800 円	1.43
うち 校務技師	他に分類されない運搬、清掃、包装等従事者	50.0 歳	227,400 円	1.63

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C / D
丸亀市	—	—	—
うち 清掃職員	6,312,516 円	4,457,900 円	1.42
うち 給食調理員	5,857,116 円	3,394,000 円	1.73
うち 校務技師	6,104,704 円	3,029,700 円	2.01

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4～令和6年の3ヵ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 平均給料月額は100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	39.7 歳	317,347 円	365,062 円
香川県	40.9 歳	361,757 円	407,576 円
類似団体	41.4 歳	327,941 円	371,446 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	194,500 円	185,700 円	—
教育職	大学卒	225,600 円	252,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	284,200 円	317,700 円	373,100 円
	高校卒	256,300 円	283,800 円	—
技能労務職	高校卒	263,300 円	287,600 円	—

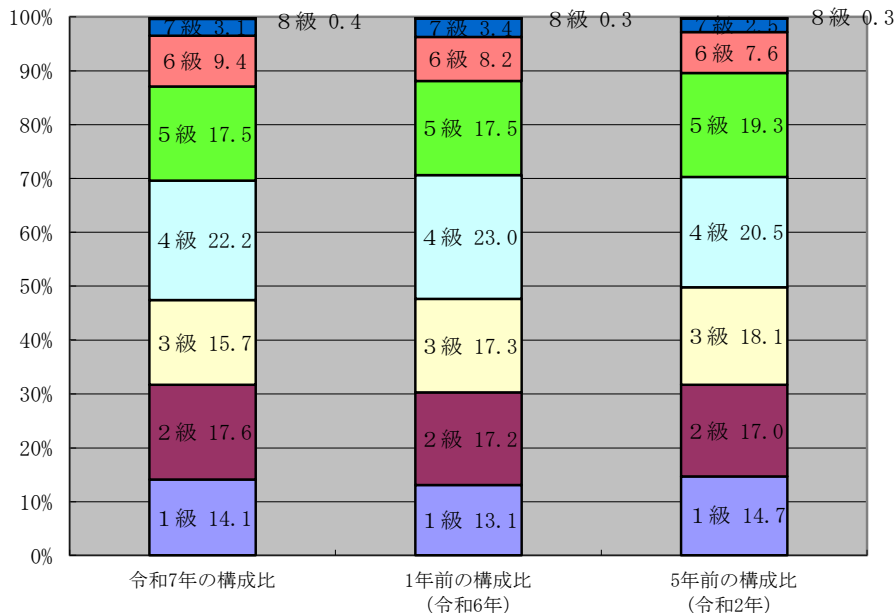
※100円未満を端数処理(四捨五入)した値である。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

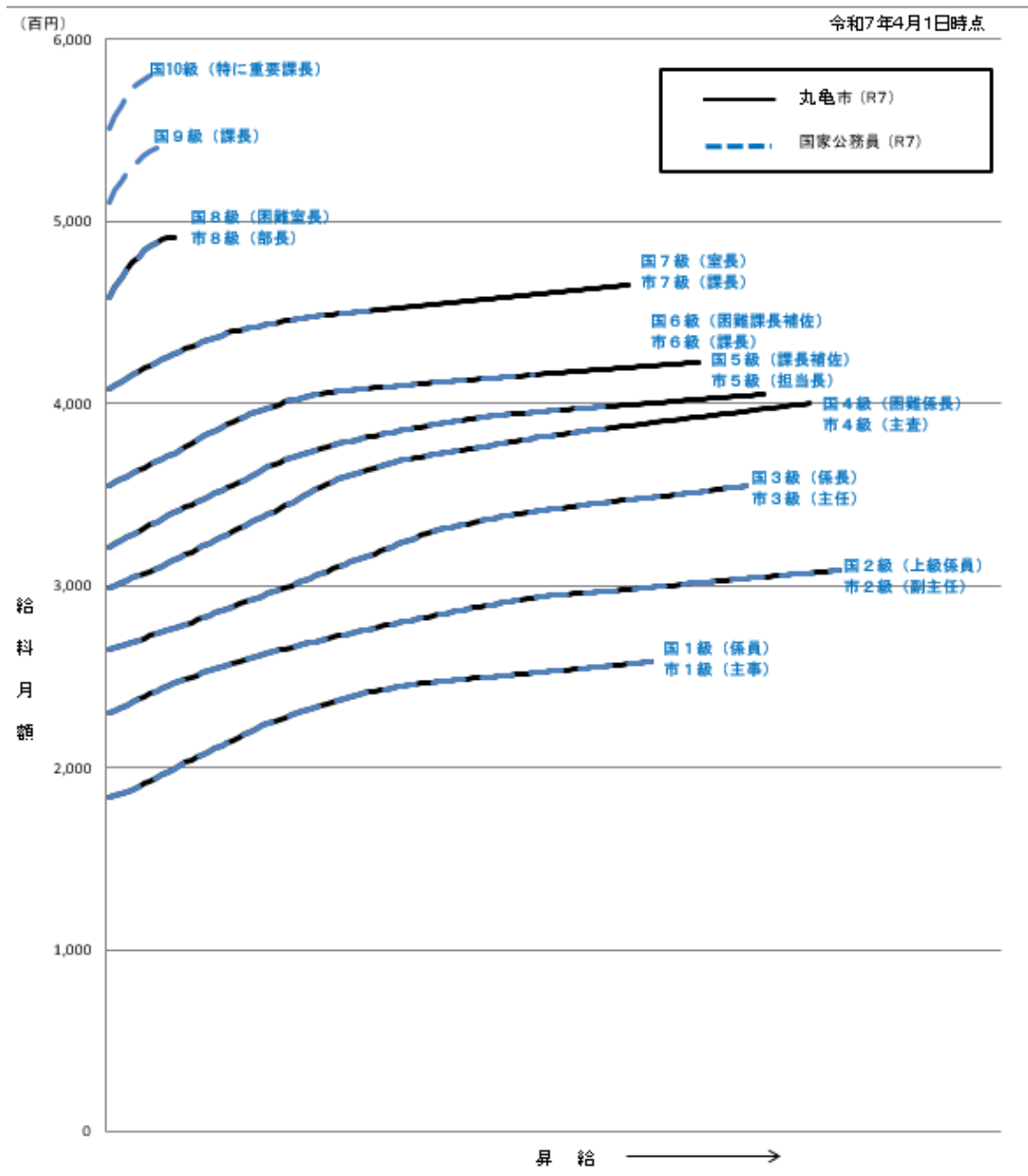
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	133人	14.1%	183,500円	258,100円
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	165人	17.6%	230,000円	308,500円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	148人	15.7%	265,300円	354,700円
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	209人	22.2%	298,800円	400,200円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	164人	17.5%	321,300円	405,000円
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	88人	9.4%	355,200円	422,700円
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	29人	3.1%	408,300円	465,200円
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	4人	0.4%	458,300円	491,500円

- (注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丸亀市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,558千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,785千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丸亀市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

丸 亀 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 10,979千円（令和6年度）					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			-
支給職員一人当たりの平均支給年額 (令和6年度決算)			-
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
高松市	6%	2人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.9 ( 98.9 )

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(注) 支給対象職員が少数(2人)であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

### (4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)			36,021千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			82千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)			51.4%	
手当の種類 (手当数)			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和6年度決算	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士及びこども園に勤務する保育教諭	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	7,534千円	(1) 日額 400円 半日 200円  (2) 日額 200円 半日 100円
2 行旅病人等 処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病人等の処理業務に従事したとき	0円	(1) 1件につき 2,000円 (2) 1件につき 10,000円
3 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		8千円	(1)日額 200円 (2)半日 100円

4 感染症防疫手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する感染症)患者の収容又は消毒の業務に従事したとき	231 千円	1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円
5 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1) 死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2) その他の葬祭業務に従事したとき	0 円	(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円
6 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき	11,056 千円	1 (1) 日額 1,000 円 半日 500 円 (2) 日額 1,000 円 半日 500 円 2 (1) 日額 1,150 円 半日 580 円 (2) 日額 1,100 円 半日 550 円 (3) 日額 1,050 円 半日 530 円 (4) 日額 1,110 円 半日 560 円 3 1 件につき 500 円
7 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後に各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後に 1 回以上従事したとき	0 円	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
8 災害応急作業等 手当	(1) 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 45 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき。 (2) 消防組織法第 39 条第 2 項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る。) (3) 国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき。 (4) その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき。	678 千円	(1) 1 日につき 2,160 円 (2) 1 日につき 2,160 円 (3) 1 日につき 1,080 円 (4) 1 日につき 1,080 円

9 消防業務手当	1 水火災等の出動に従事したとき。 2 救急出動の業務に従事したとき。 3 非番の者が招集されたとき。 4 夜間に特殊業務に従事したとき。 (1) 2時間以上 (2) 2時間未満 5 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。 6 救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に規定する救急救命処置を行ったとき。	2,721 千円	1 1回につき 300 円 2 1回につき 300 円 3 1回につき 400 円 4 (1) 1勤務につき 500 円 (2) 1勤務につき 300 円 5 1時間につき 310 円 6 1件につき 500 円
10 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	0 円	日額 300 円 半日 150 円
11 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	61 千円	日額 400 円 半日 200 円
12 航路手当	航路を利用し通勤する者	950 千円	1日につき 400 円
13 担当長手当	担当長の職にある者	12,800 千円	月額 10,000 円

(5) 時間外勤務手当等

支給実績（令和6年度決算）	282,793千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	363千円
支給実績（令和5年度決算）	263,771千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	325千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(注) 時間外・夜間・休日勤務手当を合計した金額である。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)																														
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 7級以下3,000円</li> <li>子 11,500円</li> <li>配偶者と子以外の扶養親族 7級以下6,500円 8級3,500円</li> <li>満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算</li> </ul>	同	—	80,131千円	241千円																														
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額－12,000円</li> <li>家賃月額23,000円超 ⇒（家賃月額－23,000円）×1/2＋11,000円 （最高限度額27,000円）</li> </ul>	異	支給要件 月額 △4,000円  支給上限 △1,000円	45,965千円	293千円																														
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円）</li> <li>自動車等を使用</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>片道</td> <td>2～5km未満</td> <td>2,700円</td> <td>5～10km未満</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10～15 "</td> <td>8,300円</td> <td>15～20 "</td> <td>11,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20～25 "</td> <td>13,900円</td> <td>25～30 "</td> <td>16,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30～35 "</td> <td>19,500円</td> <td>35～40 "</td> <td>22,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40～45 "</td> <td>25,100円</td> <td>45～50 "</td> <td>27,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50km以上</td> <td>30,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	片道	2～5km未満	2,700円	5～10km未満	5,500円		10～15 "	8,300円	15～20 "	11,100円		20～25 "	13,900円	25～30 "	16,700円		30～35 "	19,500円	35～40 "	22,300円		40～45 "	25,100円	45～50 "	27,900円		50km以上	30,700円			異	自動車 各距離に応じ △900円～ ＋2,700円	52,041千円	76千円
片道	2～5km未満	2,700円	5～10km未満	5,500円																															
	10～15 "	8,300円	15～20 "	11,100円																															
	20～25 "	13,900円	25～30 "	16,700円																															
	30～35 "	19,500円	35～40 "	22,300円																															
	40～45 "	25,100円	45～50 "	27,900円																															
	50km以上	30,700円																																	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級）</li> <li>課長級 68,500円（7級）又は64,000円（6級）</li> <li>副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制）</li> </ul>	異	支給金額	100,787千円	705千円																														
宿日直手当	勤務1回につき4,400円	同	—	70千円	—																														
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>週休日等に6時間以内勤務した時1回の勤務につき 8級 12,000円、7級 10,000円 6級 8,000円、5級 6,000円</li> <li>週休日等に6時間を超えて勤務した時1回の勤務につき 8級 18,000円、7級 15,000円 6級 12,000円、5級 9,000円</li> <li>週休日等以外の午後10時から午前5時に勤務した時1回の勤務につき8級 6,000円、7級 5,000円 6級 4,000円、5級 3,000円</li> </ul>	異	支給金額	723千円	—																														

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市長	976,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	市副市長	770,000円	1,088,000円/884,000円 893,000円/708,000円	
報酬	議長	591,000円	630,000円/452,000円	
	副議長	517,000円	550,000円/400,000円	
	議員	462,000円	520,000円/370,000円	
期末手当	市長	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
	副議長	(令和6年度支給割合) 3.45月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市副市長	給料月額×5×在職年数 給料月額×4×在職年数	19,520,000円 12,320,000円	退職した日から1月以内 退職した日から1月以内

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

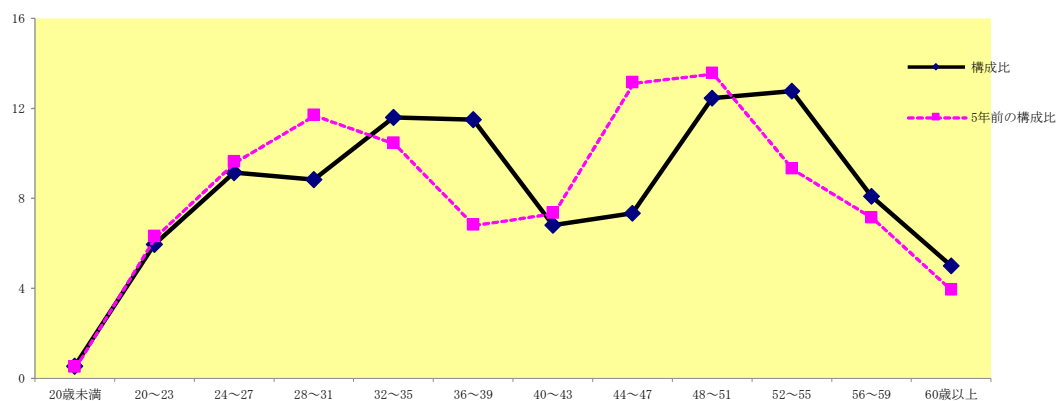
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
		総 務	129	137	8	
		税 務	35	36	1	
		民 生	227	208	△19	
		衛 生	82	80	△2	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	26	26	0	
		商 工	13	13	0	
		土 木	55	56	1	
		小 計	574	563	△11	
	教育部門	143	162	19		
	消防部門	120	121	1		
	小 計	837	846	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.35人 (類似団体の人口1万人当たり職員数71.43人)	
公 営 企 業 等	水 道	19	9	△10		
	下 水 道	12	14	2		
	そ の 他	69	71	2		
	小 計	100	94	△6		
合 計		937 [1200]	940 [1200]	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.84人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

単位（％）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	56人	86人	83人	109人	108人	64人	69人	117人	120人	76人	47人	940人

（注） 職員数は一般職に属する職員数である。

## (3) 職員数の推移

（単位：人・％）

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	568	584	579	583	574	563	△5（△0.9％）
教育	148	145	144	144	143	162	14（9.5％）
消防	119	120	119	120	120	121	2（1.7％）
普通会計計	835	849	842	847	837	846	11（1.3％）
公営企業等会計計	116	116	113	112	100	94	△22（△19.0％）
総合計	951	965	955	959	937	940	△11（△1.2％）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 7 公営企業職員の状況

### (1) ボートレース事業

#### 1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 6年度	千円 148,714,645	千円 46,026,835	千円 234,251	% 0.16

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	人 28	千円 114,124	千円 29,976	千円 46,723	千円 190,823	千円 6,815

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項  
なし

#### 2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
丸亀市	43.1歳	342,624円	563,753円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

#### 3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（ボートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,660千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,558千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

丸亀市（ボートレース事業）			丸亀市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%）		
1人当たり平均支給額 10,979千円（令和6年度）					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			—
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）			—
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	20%	1人	20%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		8,515千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		298千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		100%	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 6年度決算	左記職員に対する支給単価
1清掃作業手当	1ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき (1)路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2)くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき 2前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者 3犬、猫等のへい死体処理作業に直接 従事したとき	4千円	1 (1) 日額1,000円 半日 500円 (2) 日額1,000円 半日 500円 2 (1) 日額1,150円 半日 580円 (2) 日額1,100円 半日 550円 (3) 日額1,050円 半日 530円 (4) 日額1,110円 半日 560円 3 1件につき500円
	2災害応急作業等手当		1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に

	従事したとき 2 消防組織法第 39 条第 2 項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る) 3 国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき 4 その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき		2 1日につき 2,160 円 3 1日につき 1,080 円 4 1日につき 1,080 円
3 モーターボート競走事業開催手当	モーターボート競走が行われる日及び場間場外発売日に業務に従事したとき 1 1月4日から12月28日までの間において業務に従事したとき 2 12月29日から12月31日までの間において業務に従事したとき 3 1月1日から1月3日までの間において業務に従事したとき	8,016 千円	日額 1,500 円 半日 750 円 日額 4,000 円 半日 2,000 円 日額 6,000 円 半日 3,000 円
4 担当長手当	担当長の職にある者	470 千円	月額 10,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	9,244千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	645千円
支給実績(令和5年度決算)	3,889千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	338千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,996 千円	294 千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,923 千円	308 千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,527 千円	66 千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,172 千円	695 千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0 円	0 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0 円	0 円

## (2) 下水道事業

### 1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
令和 6年度	千円 2,930,882	千円 309,053	千円 101,147	% 3.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体一人 当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 12	千円 45,440	千円 15,398	千円 18,836	千円 79,674	千円 6,640	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

### 2) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（下水道事業）		丸亀市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,570千円		1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,558千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分	
勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分		勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

丸亀市（下水道事業）			丸亀市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~20%）		
1人当たり平均支給額 10,979千円（令和6年度）					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

- 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			—
支給職員一人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）			—
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
高松市	5%	0人	5%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		268千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		107千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		25.0%	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 令和6年度決算	左記職員に対する支給単価
1 汚物処理手当	汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後各1回以上従事したとき。 (2) 午前または午後1回以上従事したとき。	500円	(1) 1日につき1,000円 (2) 1日につき500円
2 災害応急作業等手当	1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防業務に従事したとき 2 消防組織法第39条第2項に規定する消防相互応援協定に基づき消防業務に従事したとき(県外から緊急消防援助隊が出動した場合に限る) 3 国・地方自治体等からの派遣要請に基づき市外で災害応急作業等に従事したとき 4 その他市長が定める災害応急作業等に従事したとき	23千円	1 1日につき2,160円 2 1日につき2,160円 3 1日につき1,080円 4 1日につき1,080円
3 担当長手当	担当長の職にある者	240千円	月額10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	11,350千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	1,056千円
支給実績（令和5年度決算）	10,111千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	994千円

(注) 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	713千円	138千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	915千円	314千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	851千円	87千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,355千円	677千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0円	0円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	25千円	100千円